

(別表1) <常勤役員の報酬月額>

1、常勤役員の月額報酬は次のとおりとする。

- (1) 月額報酬は「事務局員賃金規定」における「基礎給」とし、「基本給」に「役職手当」を加算した額とする。
- (2) 「基本給」は「事務局員賃金規定・基本給算定表」の
1号：0% アップ（33.1万円）
2号：7% アップ（35.5万円）
3号：14% アップ（37.8万円）
- (3) 役職手当は事務局長と同額の9万円とする。
- (4) 月額報酬（「基礎給」）は、50万円の範囲内とする。

2、俸給表方式

号	月額（万円）
1	42.1
2	44.5
3	46.8